議案第81号

福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、普通河川の土地占用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例

福岡市普通河川管理条例(平成17年福岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。 別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

土 地 占 用 料

区 分		単 位	金額	
			1級地区	2級地区
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円 2,100	円 2,100
	第2種電柱		3,200	3,200
	第3種電柱		4,400	4,400
電話柱	第1種電話柱		1,900	1,900
	第2種電話柱		3,000	3,000
	第3種電話柱		4,100	4,100
送電塔		占用面積1平方メート ルにつき1年	3,800	3,800

水管, 下水 道管, ガス 管その他こ れらに類す るもの	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートルにつき 1年	79	79
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		110	110
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		170	170
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		230	230
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		340	340
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		450	450
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		790	790
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		1,100	1,100
	外径が1メートル以上のも の		2,300	2,300
通路その他 これに類す るもの	宅地用通路橋(幅4メート ル未満のものを除く。)	占用面積1平方メート ルにつき1年	420	270
	農業用通路橋(幅4メート ル未満のものを除く。)		110	73
その他	工作物を伴うもの		3,900	2,900
	工作物を伴わないもの		2,500	1,600

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して河川区域内の土地 を占用している物件について、この条例による改正後の福岡市普通河川管理条例第18条の 規定により算定した土地占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定 める額に1.2を乗じて得た額(以下「調整後の額」という。)を超えることとなる間は、当 該物件に係る土地占用料の額は、調整後の額とする。

- (1) 平成30年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市普通河川管理条例第18 条の規定により算定した土地占用料の額
- (2) 平成31年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入 すべきものとされた土地占用料の額